

平成24年第2回定例会

企画産業常任委員会  
会 議 録

期日：平成24年6月14日（木）

場所：大仙市役所互助会館第1会議室



# 大仙市議会企画産業常任委員会会議録

---

日 時

平成24年6月14日（木曜日） 午前10時00分 ～ 午後2時 7分

---

会 場

大仙市役所 互助会館第1会議室

---

出席議員（7人）

3番 後藤 健	5番 藤井 春雄	7番 茂木 隆
8番 小山 緑郎	13番 金谷 道男	18番 佐藤 芳雄
27番 武田 隆		

---

欠席議員（0人）

なし

---

説明のため出席した者

企画部長 小松 辰巳	企画部次長兼総合政策課長 小松 英昭
企画部総合政策課参事 福田 浩	
農林商工部長 高橋 豊幸	農林商工部次長兼農林振興課長 木村 喜代美
農林商工部農林振興課参事 田中 盛耕	農林商工部農林振興課参事 藤井 一博
農林商工部農林振興課参事 今野 功成	農林商工部商工観光課長 五十嵐 秀美
農林商工部商工観光課参事 今 善雄	農林商工部企業対策課長 小野 地洋

---

議会事務局職員出席者

主 査 佐藤 和人

---

- |     |         |                               |
|-----|---------|-------------------------------|
| 第 1 | 議案第128号 | 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について          |
| 第 2 | 議案第130号 | 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）        |
| 第 3 | 請願第 15号 | T P P 交渉参加に向けた協議の中止を求めることについて |

第 4 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

第 5 委員派遣の承認要求について

---

午前10時00分 開 会

○委員長（茂木隆） おはようございます。

皆様、本日は、大変ご多用のところをお集まり頂きまして、ありがとうございます。

それでは只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（茂木 隆） 遅刻の届出が18番佐藤芳雄委員よりありますので、ご報告いたします。

当委員会に付託されました事件につきまして、お手元に配付の日程表にしたがって審査いたします。

正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

はじめに、企画部所管の議案について審査をいたします。

---

○委員長（茂木隆） 始めに、議案第128号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小松企画部次長兼総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） みなさま、おはようございます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第128号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更について」をご説明申し上げます。

資料No.1、議案書では23ページから27ページまでとなりますが、審議の参考資料といたしまして、本日、計画の変更内容に係る新旧対照表等を用意させていただいておりますので、これにより説明させていただきます。左上に「平成24年第2回定例会単行案説明資料」と書かれた4枚ものの資料をご覧いただきたいと存じます。

始めに、1ページでございます。

ここには、今回の計画変更の概要についてを記載いたしております。

現在市が策定・保有しております過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年

3月に議員立法により成立した改正過疎地域自立促進特別措置法（平成22年法律第3号）におきまして、従来の過疎法の失効期限が平成28年3月31日までの6年間延長されたほか、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充が図られております。本市におきましても、合併後の市の全域が「みなし過疎地域」として指定されたことから、平成22年8月の議員全員協議会での説明を経まして、同年9月の議会におきまして、法律が失効する平成27年度末までの計画を議決いただいております。

計画策定の際にもご説明申し上げましたが、今回の法律改正の中で目玉とも言えますのが、それまでハード事業に限られていた過疎対策事業債、いわゆる過疎債の充当が、一定の基準の下ではありますが、ソフト事業に対しても可能とされたこととございます。

これは、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保という過疎地域共通の喫緊の課題を解決するため、従来の地方債制度にはなかった、ソフト事業への地方債の充当という新たな考え方が盛り込まれたものでございます。

本市では、今現在策定しております「大仙市過疎地域自立促進計画」におきましては、この「ソフト事業」、法律上では「過疎地域自立促進特別事業」と呼ばれるものでございますけれども、このソフト事業として「がんばる集落活性化支援事業」など5年間で1億5千万円程度の事業を登載いたしまして、これら事業に過疎対策事業債を充当し新制度の活用を図っているところでございます。

今回の計画の変更につきましては、財政需要に対する財源不足が厳しさを増す本市の財政状況に鑑みまして、交付税措置の有利（交付税参入率70%）な過疎債の活用拡充を検討する中で、ソフト事業へも活用の拡充を図ろうとするものでございますけれども、この活用拡充のためには、その前提となる手続きといたしまして、過疎計画の変更が必要であることから、昨年度から対象となる事業につきまして県と事前協議を行ってきたところでございます。去る4月27日をもちまして県の下承を得たことから、今次定例会への上程となったものであります。

今回上程の、雇用助成、空き家等の適正管理補助及び特定不妊治療・不育症治療費補助に関する事業追加の3件につきましては、計画の変更に関する国からの取扱い通知などにより、それまでの計画に具体的な事業が入っていない部分に新たに事業を加える変更の場合は、恐れ入ります、資料の次のページ以降の新旧対照表をご覧いただきたいと存じますけれども、例えば2ページで言いますと、右下の欄（9）過疎地域自立促進特

別事業、いわゆる過疎ソフト事業の欄に、従前は過疎ソフトを充当する事業は入っておりませんでしたけれども、ここに県との協議により過疎債を充てることができることとなりましたので、「雇用奨励助成金」と「雇用創出助成金」の2つの事業を新たに入れ、併せまして、その上段の方になりますけれどもこれに関連する章、ここでは第2章ということになりますけれども、この該当部分に所要の文言の修正や追加を行うような場合は、「重度変更」と呼ばれる議会の議決を必要とする変更該当することから、今般、計画変更に関する単行案議決をお願いするものでございます。

なお、今回の過疎計画の変更につきましては、議会の議決を必要とするこの3件の他にも、ハード事業や別のソフト事業に係る議決を必要としない軽微な変更がいくつかございますので、後日、重度・それから軽微変更を合わせました全体の変更内容を、議員の皆様にご報告させていただく予定としております。

また、本案に含まれる3事業の経費についてでありますけれども、1ページにお戻りいただきまして、当初予算におきまして一般財源を充てることとしておりましたが、今回の単行案の上程によりまして、過疎債への財源振替に係る地方債補正も必要なことから、これを盛り込んだ補正予算案も今次定例会に併せて上程いたしております。各事業の個別具体的内容も含め、予算の所管課が所管常任委員会におきまして説明させていただくということにしております。企画産業常任委員会では先ほどの2ページの雇用奨励助成金、この後の補正予算がこの後説明があるということになると思います。

以上、議案第128号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木 隆） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 過疎自立計画そのものの中身と今説明もらった中身については十分分かりますし、そういうことだろうと思います。私、もうちょっと基本的なものの考え方の話を聞きたいんですが、過疎地域を自立させるための計画という話だと思うんですよ。そうした時に、この事業、端的に言うと財源対応のための計画変更というふうにしかなかったものから、ちょっと疑問に思っているんで、ここに挙がっている事業というのはそもそも過疎債使わないとすれば一般財源でやらなければならない、それを過疎だとかそうでないとかということと関係なくやらねば駄目なことでねえがなとひとつ思っていることと、それからそれがたまたま過疎債使えるということで、そっちの方に振り替えしたとすれば、

本来の過疎、大仙市全体での過疎対策が必要な地域というのは全体も当然必要だ、旧来からの過疎の指定を受けてずっとやってきたところでやられている事業については、どのような手当をしようとするのか、どういうふうに持っていかうとしているのか。そこら辺のところとの関連を見たときに、せっかくここで一般財源から振り替えしにいんだから出た一般財源をそっちにさらに手厚い過疎対策でやるための費用としてみるというような考え方があるかないかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、小松次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） 金谷議員のご指摘、私の説明が財政の手当云々というだけというふうにお取りになったとすれば説明不足かなというふうに思いますけれども、今現在ある過疎計画につきましては当然総合計画の実施計画の中に盛り込まれたすべての事業から過疎対策に必要であろうというものを過疎計画の方にもってきて、計画そのものには過疎債を充当するしない関わらず、400以上の事業が掲載されてございます。これにつきましては、実施計画に載っておるものですから当然財源の云々ともかくといたしましても基本的には事業を実施するということであると思います。さらに加えてこれに財源として過疎債を充てるということについては私がこの場で財政事情の話をお話するわけにはちょっと回らないという部分もありますけれども、いずれそこからまたさらにドロップアウトしたかたちで、毎年度予算編成の段階で財源の手当てを縷々、財政規律を守るですとか、そういったものを総合的に勘案して手当していくようなものだということであると私は認識いたしております。次の過疎債を充てた後の一般財源の処遇ということでもありますけれども、これにつきましても財政課との協議ということになるかと思えます。なまぐらな答弁で申し訳ございませんけれども、これについてはやはり当然市の総合計画に則った形の財源の方に振り向けられていくものというふうに考えております。以上です。

○委員長（茂木 隆） 金谷委員。

○13番（金谷道男） たぶん優先度の話をしていたつもりなんだけど、要するにこの事業も確かに過疎債でもできるし一般財源でもできる、でも過疎地域というのがずっと要望して来ていたのがあるんだと思うんですよ。極端に言えば南外の道路の過疎債で対応して来てるけどなかなか進まないとかっていう話は何回かでて。議会の中でも。そういったところの対応を、せっかくこうやってソフトもいって幅広くなった時に、本来過疎でやる事業をそっちの方でやって、ここまで広げなくてもいいべった。財源の話は今しているのだからもちろんはっきり言ってこの自立計画って財源対策だわけなのよ。ただ指定をもらってありがたう

ございましたっていう証明書の話ではなくて、どう使うかという話なので、そうなった時にせっかくみなし過疎になったんだからみんなで使おうという考え方が悪いわけではねえんだけれども、そのことによって本来かけなければ駄目なところに行くお金が少なくなるようであれば、これは過疎対策の本質からずれていくのではないかというふうに私は思うんですよ。むしろそういうところをこれから本当にどうするか公共交通機関の部分も含めて、そういった計画の根底にあるものが、各地域の役に立つものがあれば方向性のあるものに向かって行ってるのかっていったときに、別にこれに反対だとかということではないので誤解しないでください。考え方としてだよって最初に念を押したんだども。やっぱりこのところは私はもう1回、ますますこれから人口も少なくなるし、地域がバラバラになった時に、どうしても距離の遠いところっていうのは、距離っていうのは人の密集地から距離が遠いという意味で、そういうところっていうのはかなりの問題を背負ってくると思うんですよ。そういうところの解決に向かっていく手段をもっともっと考えてそれに使うべきでないかという、そういう計画になって欲しいということです。せっかくソフトにも使うにいいっていう大きな改正があるんだから。これと関連して辺地も。たまたま辺地の場合は地区が定まっているのでそこに行くことなんだべども。わたしは過疎と辺地というのは基本的にはそういう考え方だと思うんですよ。市内の中の格差を作れば駄目だということで、市内格差を埋めるための手段で一般財源を使わないで過疎債を使ってやっていくという方向性にいくべきでねがということで、私の言いたいことはそういうことです。

○委員長（茂木 隆） 小松次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） 金谷議員のご指摘は重々承っておきたいというふうに思いますけれども、合併後全域がみなし過疎の指定をされたということでありまして。従いまして過疎自立促進計画というのは全体の問題だということに私は認識しておりますし、当然合併前の旧市町村がどうのこうのということではなくて、やはり旧市町村が合併をしたわけですから、大仙市全体で過疎の部分について当然手厚く予算を振り向けていかなければならないだろうなというふうには思っております。これは事実としてなんですけれども計画策定の段階での数字なんですけれどもハード事業でいきますと、この6年間で35億1千万円ほどの過疎債を充当するというので考えて計画に盛り込まれておりますけれども、これが全体的な旧市町村の事業数を見て見ますと合併前に過疎指定を受けておりました西仙北と協和と南外につきましては事業数でもこれを全部足しますと6割ぐらいになっておりますし、金額的にもそれぞれ20%を超えているという事業割振りになっておりますので、まだ合併



後あまり時が経っておりませんので当然旧市町村の過疎計画をそのまま引き継いだ形でまだ色濃く残っているという状況にはなっていると思いますけれども、今後はやはりこれをどンドン、今過疎法は5年ぐらい期間延長するという衆議院案を通ったということですので、さらに引き続きになっていくということで過疎計画もその分伸びていくんだらうなどというふうに思っておりますけれども、そういった時を経るに従いましてただいま金谷議員からご指摘いただいたような大仙市としての過疎部分について旧市町村にとられることなく平準化を図っていくためのツールとして、この過疎債を使って行くということの方向性だと私は思っております。以上です。

○委員長（茂木 隆） 金谷委員。

○13番（金谷道男） 要はこの地域にもこの地域にもやるどって、おんなじ事業をやっている、たまたまここは過疎だから過疎債使う、ここは一般財源でやるというような考え方もあるんだらうけれども、私はそうではなくて、ここの過疎の自立するための事業を起こして、例えば今のエネルギー関係でもいいから、こういうものを使ってその地域に起こすことによって自立の方向に向いていくんでないかということをお願いしたかったんです。たまたまここ整備が遅れているからそこもやるども、それは全市の標準の中でやっていくときに過疎債を使うというようなことでなくて、本当にこの地域をどういうふうにして、これから先10年後、少なくなった時にはどんなふうにするが、今地元の人たちはそれをやろうとして支援事業を起こしているのも分かっている。そのバックとしてこういうのを大事なものだから、あまり先走って使ってしまったって、起債の残高とも必ず関連してくる話なので全市のすべての財政と規律の問題が必ずあることだから、そういったことを考えたときにどこが優先よという話が全体として見えないなという気がしているので、そういうことをこの先しっかり考えていかなければ駄目なのではないかなと。担当の委員会だからこの後所管事務調査でやることだけでも、たまたま今これが出てきたっけがら、根底にそういう考えがあって、やって欲しいなことだけ言って、とりあえずはそういうことです。

○委員長（茂木 隆） よろしいですか。はい、部長。

○企画部長（小松辰巳） 確かに金谷議員のおっしゃる通りだと思います。過疎計画そのものだけでなく、実は市の総合計画も根底にあるのは地域の活性化をどうする、地域をどうやって維持していくということが根底にありますので、その総合計画を受けながらこの過疎自立計画があると思っております。今回の正直言いまして、ある意味では財源手当てであることは間違いはないと思っております。同じ事業をやるにしてもたまたまこのソフト事業にも

過疎債を使えるという制度が出来まして、国の方としてもできるだけ活用していただきたいという趣旨であります。それらを受けましてできるだけ非常に財政が厳しい状況で、一般財源捻出困難な状況ですので、その中でこの使える過疎債をなんとかうまく使って行きたいと、当然その際には起債に影響しますので、その許容の範囲内で調整しながら使ってまいりたいと、そのように考えております。当然地域の活性化をどうするかについては市全体の計画の中で見ていかなければいけないことだと思っております。

○委員長（茂木 隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） あと、事務的な話で、このソフトの場合の事業費の充当率というのは100なのですか。それからあとでの基準財政需要額の入れるのも100ということですか。

○委員長（茂木 隆） はい、次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） 充当率は100%です。それから交付税算入率は70%、3割後年度負担がある、12年償還、据え置き3年あります。

○委員長（茂木 隆） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（茂木 隆） つぎに、議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

始めに、企画部所管の補正予算について、当局の説明を求めます。小松企画部次長兼総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） それでは、議案第130号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画部総合政策課所管の歳入並びに歳出予算につい

てご説明申し上げます。

「資料No.2〔6月補正〕」14ページをお開き願います。それから「資料No.2-1 主な事業の説明書」は4ページから6ページまでとなります。

始めに、歳出2款1項10目15事業「ふるさと応援基金活用事業費」は、374万7千円の補正であります。ふるさと応援基金の活用につきましては、昨年度、初めての取り組みといたしまして、市内小・中学校全32校に対しまして、「ふるさと納税文庫」として、児童生徒が自主的に選書した計2,373冊の本を整備いたしております。先般委員の皆様にもご紹介いたしましたけれども、事業紹介のための映像を作成し、5月に市のホームページにアップしたほか、これまでの寄附者に対して事業報告という形で配付をさせていただいております。

このほか、新聞等にも広く取り上げられておりまして、今後の寄附の新規獲得或いは継続につながるものと期待しているところであります。

今回の補正予算につきましては、配備した小・中学校からも、通常の前算ではなかなか購入できない自由度の高い本を揃えることができ、子どもたちの関心も高いと好評の声をいただいていることに加え、コーナーの本棚にまだ余裕があることから、本事業を1年継続し、さらなる文庫の拡充を図ることとして、事業実施に要する経費の補正をお願いするものでありますけれども、今回の文庫拡充をもって、市内小中学校における「ふるさと納税文庫コーナー」としての形を確立したものにしたいと考えております。

補正予算の内容であります。18節の備品購入費に371万円、各小・中学校に配置する図書約2,000冊分の購入費と、11節の需用費に3万7千円、図書に貼り付けるシール代を前算計上するものであります。

なお、歳入前算として前算書12ページの中段となりけれども、18款1項1目基金繰入金24節ふるさと応援基金繰入金として、歳出前算と同額を計上いたしております。

今後とも、ふるさと納税制度の周知及び寄附金の確保に努めながら、大仙市を応援してくださる方の思いを形にすべく、本基金の活用を進めてまいりたいと存じます。

つぎに、事業説明書は5ページをお願いします。

つぎに、歳出2款1項11目14事業「コミュニティ助成事業費」は、220万円の補正であります。

コミュニティ助成事業につきましては、自治会などのコミュニティ組織が取り組む地域活動に必要な備品等の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強

化を図ることにより、地域社会の健全な発展に資することを目的に、財団法人自治総合センターが主体となりまして、宝くじ社会貢献広報事業として実施されているものであります。昨年12月に助成申請を行っていた事業1件について、本年4月3日付けで助成の決定を受けたことに伴い、今般、予算の補正をお願いするものであります。助成の決定を受けた事業でありますけれども、大曲地域の太田西根地区コミュニティ会議が実施する研修会や同地区の保育園・小中学校・養護学校との交流の場でもある秋祭りなど、地域を巻き込んでの各種イベントにおいて必要となる「展示パネル等」を整備するものであります。太田西根地区コミュニティ会議では、展示用のパネル等を保有しておらず、イベント開催の度に借用している状況でありましたが、今回の助成により自前のパネルが整備されますと、常時多種多様な情報や作品発表の機会を提供することが可能となることから、地区の交流促進につながるものと考えております。

補正予算の内容についてであります。この展示用パネル等の整備に関する補助金として、19節の負担金補助及び交付金に220万円の補正、併せて歳入についても補正予算書12ページ、20款5項5目雑入24節コミュニティ事業助成金320万円のうち、220万円の補正をお願いするものであります。

事業説明書は6ページをお願いします。

つぎに、歳出2款1項11目17事業「地域交通対策事業費」は、139万8千円の補正であります。

地域交通対策につきましては、過疎化・少子高齢化が急速に進み、交通弱者にとっての「生活の足」の確保が喫緊の課題となっている中、平成22年度に策定いたしました第2期地域公共交通計画に基づき、各地域の実情に沿った交通システムの運行、その検証及び改善のほか、新たな交通システムの実施に向けた検討を行い、市民生活の利便性のさらなる向上を図る地域交通体系の確立を目指し、現在、その取り組みを進めているところであります。このような中、大曲地域高関上郷地区においては公共交通空白地域における交通弱者の足の確保を目的としたデマンド型乗合タクシーを新たに運行することとしているほか、西仙北地域の既存乗合タクシー3路線、強首・土川・心像線においては、利便性向上のための路線延長などを行うこととしており、今般、当該各事業の実施に要する経費について、それぞれ予算の補正をお願いするものであります。

なお、これらの路線につきましては、昨年度、住民説明会等を実施いたしまして、本年4月の地域公共交通活性化再生協議会において運行内容の承認を得ており、本年8月

からの運行開始並びに運行内容の変更を予定しているものであります。

補正予算の内容であります。高関上郷線の乗合タクシー運行に係る負担金として、19節の負担金補助及び交付金に64万円の補正、乗合タクシーの停留所製作・設置等に係る委託経費として、13節の委託料に72万1千円の補正などとなっております。

以上、総合政策課の所管に係る補正予算につきましてご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（茂木 隆） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。はい、後藤委員。
- 3番（後藤 健） ふるさと応援基金のことですけれども、さきほどの説明で棚が少し空いているということもあって今回補正ということであったんですけれども、今回の補正でそうすれば棚がいっぱいになれば、この先は、事業の継続というのはどういった見通しですか。
- 委員長（茂木 隆） はい、小松次長。
- 次長兼総合政策課長（小松英昭） 昨年度補正をいただきまして設置した2,400程度のものにつきましては本棚と本を買う購入費ということで各小・中学校に手当をさせていただきまして。学校の規模によって購入する額、配分される額が違いまして、棚の大きさは基本的には同じということで学校によってはスペースが空いているという状況も見られるということで、これが今回2,000冊ほどさらに拡充事業として手当をさせていただければほぼフルに近くなるだろうなというふうに考えております。今後は、一旦2カ年事業として約1,000万程度、ふるさと応援基金から頂戴して事業をさせていただきましてけれども、今後は他の、条例に規定されている4つの分野のうち教育分野は手当をしたということでありますので、これからは基本的には他の分野のものも視野に入れて事業出しをしていきたいと考えております。今後このふるさと納税文庫につきましては当然フルになったからと言って終わりということではなくて、鮮度を保つと申しますか、こういったものについては入れ替え更新ということも当然考えていかなければならないものと考えておりますけれども、当面は一旦ここで終結をさせていただいてふるさと納税の状況を見ながら今後の事業の拡充等について検討してまいりたいと考えております。
- 委員長（茂木 隆） はい、後藤委員。
- 3番（後藤 健） これはふるさと納税文庫コーナーということで、学校の図書室など

とは別個に設けて運用しているということで、貸し出しはできないとかっていう話でしたでしょうか。

○委員長（茂木 隆） はい、小松次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） この文庫につきましては、男鹿和夫さんが書かれた絵でふるさと納税文庫という表示をして、いわゆる一般の学校図書とは、同じ場所にある場合もありますけれども、一応隔離していると、それから大曲小学校さんについては玄関入ったところに特別なスペースを設けていただきまして、そこで子どもさんたちが自由に閲覧するというようなかたちになっていると思います。貸出等は今現在しておらないと聞いておりますけれども、それは各学校の対応にお任せするということになるのかと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、後藤委員。

○3番（後藤 健） 貸し出しが出来ないという話も聞いたので、利便性の面でどうなのかなと思いますので、やっぱり簡単な本であればその場で読めるんでしょうけれども、毎回毎回その場で読めるわけでもなく、誰かに読まれていることもあるでしょうし、その辺はなんか、あくまでも学校単位ということですか。

○委員長（茂木 隆） はい、小松次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） 委員がおっしゃるように、いっぱいあって司書の方が管理しているというイメージではなくて、本棚1つというような、ふるさと納税文庫コーナーということで子どもさんたちが自由に来て絵本とか、故郷の偉人の伝記ですとか、そういったものを空き時間に読むと、放課後に読むというようなことをイメージしておりますので貸し出しについては当初私どももイメージしておらなかったんですけども、各運用につきましては各小・中学校さんの方にお任せするというので、そういったご意見があるということはお伝えしたいと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、後藤委員。

○3番（後藤 健） コミュニティ助成事業の方なんですけど、今回は大川西根のところしか申請がなかったということですか。

○委員長（茂木 隆） はい、小松次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） 昨年の事業募集につきましては大川西根地区のコミュニティ会議からの申請が1件ということでございます。

○委員長（茂木 隆） はい、後藤委員。

- 3番（後藤 健） これは申請があれば、市としてはただ窓口になるだけで、挙がってきたものはなんでも申請するという感じなんですか。これは。
- 委員長（茂木 隆） はい、小松次長。
- 次長兼総合政策課長（小松英昭） これにつきましては、毎年秋ごろ、10月ぐらいに今年の事業を申請してくださいというふうに県の方から依頼がございます。申請の締め切りが12月という、期間的には大変短くなってございまして、この申請の募集につきましては、私どもは全庁のポータルに掲示板に上げる。それから各支所の担当者に今年度もあるよということで情報を周知しております。それから大曲地区につきましては大曲地域の各公民館の職員に対して、こういったやつでありますので事業があれば申請してくださいという周知の方法をとっているということでございます。複数あれば、この事業の趣旨に合致しているものであれば申請するというので過去にも数件ずつ申請をして、落とされた時もありますけれども、基本的には来たものをそのままやるということでございます。
- 委員長（茂木 隆） はい、後藤委員。
- 3番（後藤 健） 実際の話展示パネルとかって早々使うものではないと思うんですね。確かに助成事業ということで一般財源からではないという考えはあるんでしょうけれども、年に1回ぐらいしか使わないものをどこの公民館でももってるというふうになれば、ちょっと総合的なところで非常に無駄なのかなと思うんですね。市の方で申請が上がってきた段階で管理すると言いますか、そういった方向というのはないもんですかね。
- 委員長（茂木 隆） はい、小松次長。
- 次長兼総合政策課長（小松英昭） 今回の大川西根地区の展示パネル等の納め場所と申しますか、これは公民館ということの予定のようでありますけれども、基本的には納め場所があつて事業等に使いたいという地域の要望があれば、これはその事業としては成り立つということと認識してございまして、過去の例もいろいろありますけれども、やはり展示用パネルですとかテントですとか、こういったものを用立てするためにこの事業に手を挙げているという傾向があると思います。
- 委員長（茂木 隆） ほかに質疑ございませんか。はい、小山委員。
- 8番（小山緑郎） 確認ですけれども、地域交通対策事業費、西仙北の話なんですけれども、この新にユメリア等4基停留所増設とありますけれども、新規路線利用者640

人で1日4人見ておりますけれども、うちの方の場合だとほとんど病院関係が多いんですけども、これは買い物とか病院が多いんですか。

○委員長（茂木 隆） はい、次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） 今回は西仙北地域は市民バスが7月から運行いたしますけれども、それがユメリアまで行くということになってございます。これに合わせた形で乗合タクシーの方もユメリアまで延伸すれば利便性が高まるだろうということで、それからユメリアの誘客にもつながるとのことだと思います。実際に使われている今現在の乗り合いタクシーの状況ですけれども、これは刈和野地区までの買い物、それから病院、そういったものに多く使われている傾向がございまして。

○委員長（茂木 隆） ほかに質疑ありませんか。はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） ふるさと応援基金の話ですが、基金条例で用途は決まっています。でも具体的に使う時にはどのタイミングでどう使うかということまでは条例では定まっていなくて話なんだと、その辺はなんとふうに考えている。例えばどのぐらいになった時に事業にしようかなとか、あるいは事業にするときはどういう段階で事業を選別していくのかというあたりは、なんとふうに考えておりますか。

○委員長（茂木 隆） はい、小松次長。

○次長兼総合政策課長（小松英昭） このふるさと応援基金の活用につきましては、前の委員会でも、この委員会のメンバーではなかったんでしょうけれども、ご説明した経緯がございまして、ある一定の金額になって体力がついたら事業を行いますというご説明をさせていただいて、昨年度のふるさと納税文庫の事業につながっているということでございまして。当課では基本的には、今回も補正対応ということで半年ぐらい過ぎてからの事業ということになりますけれども、今後は基本的には当初予算のセットで4月からの事業を視野に入れていきたいというふうに考えておりますし、基本的な常にある基金の金額と申しますか、これを1,500万程度を確保しながら事業を行っていきたいというふうに考えているところでございまして。先ほど申し上げましたけれども、4つの分野のうち教育分野にはふるさと納税文庫コーナーということでやりましたけれども、ほかの3分野についてまだ具体的には固まっておりませんが、来年度の25年度の当初予算に向けて事業が出来るかできないか検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（茂木 隆） はい、金谷委員。



○13番（金谷道男） そうすれば大体1,500万ぐらいの金額を目処に事業を考えようと、やるタイミングとしては1,500万ぐらいのところと、残高が1,500万ということ。要は1,500万を超えていったときに考えようという話。

○委員長（茂木 隆） はい、小松部長。

○企画部長（小松辰巳） 今現在の残高を見ながらですね、できれば1,500万を最終的には年度末に残しながら、大体2カ年で1,000万ぐらいの事業をそれぞれの分野ごとにやっていけないかなと実は考えております。今回も教育分野ということでふるさと文庫を2カ年事業としてやらせていただきました。今、大体このふるさと応援基金への寄附なんですけど年間大体500万ぐらいだと思っています。平均で。23年度は震災の影響で向こうの方へ寄附なさった方が多い関係で、こちらの方へは若干少なくなりましたけれども、そちらも落ち着いてきましたので、大体1年間で500万ぐらい希望できるのかなと、そうしますと今ある残額を維持しながら大体2年間で1,000万ぐらいの事業が成り立つのかなと思っています。25年度からは当初予算にそういうような事業を出して首都圏にいる方々へもPRしながら、なんとかこのあともふるさと納税に寄附いただけるような環境を作っていきたい。やはり途中で出していないとみなさん忘れてしまうような制度でありまして、全国的にも下降傾向になってきてますので、私たちはできるだけこういうことにみなさんのお金を使ってますよというのを出せる環境を作りながら市のいろんな事業に充当していきたいなと思っています。そういう考え方でやらせていただきたいと思っています。

○委員長（茂木 隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） それでこそ、こういうのさ使ってけだんだからいがあったとか、悪かったとかっていうことが、たぶんふるさと納税した人方がかなり思うんだと思うんですよ。その時にみんなそれぞれ思いが違うべがら、100%みんなこの事業いがあったって話になかなかないと思います。ただそれをどういような、事業を選んだ時にこういう手だてでこういうメンバーで集まって事業選択しましたよみたいなことが明らかになることがひとつのPRの方法でないのかなと。やっぱり図書いがあったって人もいるべし、いや別いがあったべへっていうひとも当然いると思うんだな。それはいんだけど、常にどういうタイミングで事業の選定をして実施しているかという、そこを覚えておくということが評価してもらえるひとつの手段だと思うから、そのところは私は特に出してくださった方には必ず伝えてもらうことが継続してもらえるんでねがと思

うんだ。大したいい制度だと思っどもある意味、こういう使う時に大変だなっっていう感じしているんですよ。むしろ今考えている納税してもらっ方が、今国で考えているよっなので民税の納付先をこの延長で自分の居住地と第2居住地で1対9とかにやれるとかっってしねがという話でてると、そうであればガバツと一般財源さいぐがらいんだども、こうなってくれば私の意図と違っよっということになれば困るので、それであえて聞いたんだども、そここのところをなっんとかどのくらの事業を、今部長いっったよっなことを出してくれた人たちに、それこそ市民にも教っておいてもらっるのが非常に次につながるんではないかと思っるので是非そうして欲しいと思っいます。

○委員長（茂木 隆） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は農林商工部所管の審査終了後に行います。

以上で、議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」の討論・採決を除く、企画部所管の議案審査は、終了いたしました。

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

再開時間は、10時55分といたします。

午前10時45分 休 憩

.....  
午前10時55分 再 開

○委員長（茂木 隆） それでは、休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

それでは、農林商工部所管の議案について審査をいたします。議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

はじめに、農林振興課所管の予算について、当局の説明を求めます。木村農林商工部次長兼農林振興課長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 議案第130号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書、18ページ。それから、あわせて資料No.2-1の主な事業説明書もご覧願います。歳入につきましては、歳出の中で説明させていただきます。

6款の農林水産業費は合わせまして1億2,094万5千円の補正をお願いするものでございます。

はじめに、6款1項2目61事業利子補給等補助金につきましては、2千円の補正をお願いするものでございます。この事業は、果樹産地再生支援資金の借入者に対しまして利子補給補助金でありまして、平成22年以降の豪雪により果樹施設や樹木等に被害を受けました果樹農家に対しまして、果樹産地の維持・発展を図るための支援策として創設された県単資金でございます。今般、新規借入者がありましたので、それに係る利子補給を行うものでございます。果樹産地再生支援資金の内容でございますが、融資対象者は、平成22年度豪雪被害農業者、それから資金の種類ですが、樹園地復旧資金、果樹育成資金、減収補てん資金などがございます。利子補給率は、基準金利が2.7%のものを貸付利率で0.5%にするために、県の利子補給が、利子補給全体の1/2(1.1%)、市及び融資機関がそれぞれ1/4(0.55%)を行うものでございます。貸付限度額は、個人が1,800万円、法人は3,600万円となっております。償還期間は、15年以内(うち据置期間は5年以内)となっております。融資機関は、JA、銀行等でございます。今回の資金借り入れにつきましては南外地域で1件ございまして、減収補てん資金として、20万円を借受したものでございまして貸付期間が5年、最終償還日がH28.11.30を予定してございます。これに対しまして、24年度の利子補給が1,878円発生いたしますので、その補正をお願いするものでございます。なお、財源としまして、県の果樹産地再生支援資金利子補給費補助金1千円が充当されます。また、平成25年度から、28年度までの利子補給金の債務負担行為の補正7千円がございまして、こちらも合わせてお願いするものでございまして、ページが前後いたしますが、補正予算書の5ページをご覧くださいますと、第3項といたしまして債務負担行為の補正(追加)につきまして詳細をお示ししてございます。

つぎに、6款1項3目農業振興費は、合わせて4,715万7千円の補正をお願いするものでございます。はじめに、20事業集落営農法人化推進事業費につきまして、20万円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、主な事業の説明書16ページも合わせてご覧いただきたいと思っております。内容につきましては、平成24年2月26日に南外地域で新たに集落営農組織、湯ノ又集落営農組合、組合長は伊藤正照さんでございますが、構成員15戸、面積17haでございますが、こちらが設立されましたことから、組織設立時の経費負担の軽減を図り、経営の安定に寄与するため、大仙市集落営農法人化補助金交付要綱に基づきました補助金を交付するもので20万円の補正をお願いするものでございます。なお、24年6月5日現在の集落営農組織数は

58、農業法人数は65となっております。

つぎに、22事業、農業用廃プラスチック等処理支援事業費につきまして、49万6千円の補正をお願いするものでございます。地球温暖化対策の一環といたしまして、環境に優しい農業への取り組みが求められていることから、農業用廃プラスチックの再生処理を行うことにより、環境負荷の軽減や資源の有効活用を進めるものでございます。補正の内容でございますが、4月3日から4日にかけての強風によりまして、被害を受けました農業用施設、ビニールハウスでございますが、このビニール収集及び処理、主にJA等が事業主体となつて行うこととなつてございますが、こちらにかかる費用の一部(1/3)を助成することによりまして、農家負担の軽減と適正処理の推進を図るものでございます。大仙市の標準的な被害ビニールハウスを県の被害想定ビニールハウスを同じ規模45坪、3間掛ける15間でございますが、こちらを仮定いたしまして、そのビニール使用量を推計し算出しております。水稲用で278棟、園芸用で477棟ほどの被害があると推計いたしまして、水稲用につきましては、ビニールの重さが33kgというようなことで、処理単価45円/kgを掛けまして40万ほど、それから園芸用につきましては、ちょっとビニールの厚さが厚いということで重量50kgということ想定いたしまして、同じく処理単価45円/kgを掛けまして107万ほどの想定になってございますが、あわせまして148万6,080円になりますが、これの3分の1の、49万6千円の補正をお願いするものでございます。

つぎに、56事業、農業振興費負担金につきましては、36万5千円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、(社)秋田県青果物価格安定基金協会が実施いたします園芸作物価格補償事業に係る市町村の交付準備金でございます。この園芸作物価格補償事業につきましては、生産者が農協あるいは全農を通じまして出荷いたしました園芸作物が市場価格によって著しく低下した場合に、県、生産者、JA、市町村、全農が予め積み立てをいたしました交付準備金を財源といたしまして、補給金を交付することによりまして、生産農家の経営安定と産地の育成、園芸作物の生産振興を図るものでございます。大仙市では、(社)秋田県青果物価格安定基金協会に490万円を出資してございますが、そちらの運用益で、23年度末交付金準備残高は206万8,678円となっております。こちらを例年市町村の交付準備金に充てておりますが、4年度につきましては、JAでは、この園芸作物価格補償事業に、キャベツ、小菊、トルコギキョウ、輪菊、リンドウを申込みまして、関係者が負担いたします準備金造成額

は合計で、2,433万1,950円となるものでございますが、その10%を市町村が負担するということになってございまして、243万3,195円の交付準備金が必要となりまして、7月末までに市が負担することになってございますが、3月末の交付準備金残高の206万8,678円と243万3,195円の差額およそ36万5千円の補正をお願いするものでございます。

つづきまして、61事業、青年就農給付金事業費につきましては、3,000万円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては主な事業説明書の17ページを合わせてご覧願います。この事業は、国が新たな新規就農対策のひとつとして打ち出して来た事業でございまして、農業従事者の高齢化が進む中で、多くの意欲ある担い手を確保・育成する必要があることから、農業後継者のみならず、農外からの算入を含めまして、市内で就農を希望する若者に対し、就農給付金を給付するものでございます。給付要件としては、そこにございますように7つございまして、独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること。独立・自営就農であること。親元に就農する場合、5年以内に継承して農業経営を開始すること。独立・自営就農5年後までに、生計が成り立つ実現可能な計画であること。などございまして、特に人・農地プランを今作ってございまして、そちらにも位置づけられることが必要でございまして、給付額は、年額150万円／人、半年ごとに給付を行うというものでございます。給付期間は、最長5年間。要望を調査いたしましたところ、年齢は23歳から43歳までの20名の方（中仙地域1名、協和地域4名、仙北地域4名、太田地域11名）を合わせまして20名の方から応募があったところでございます。なお、財源といたしましては、県を通じました国の補助金、青年就農給付金3,000万円が全額充当されるものでございます。

つづきまして、80事業の経営拡大支援事業費につきましては、1,609万6千円の補正をお願いするものでございます。主な事業説明書の18ページに詳細をお示ししてございまして、合わせてご覧いただきたいと思っております。この事業は、集落型農業法人組織の経営改善を図るために、組織力を活かした大規模化、経営の複合化や多角化による所得拡大が不可欠でありますことから、大規模経営を展開する法人、複合部門の拡大や他の新規部門の導入等に対します目指す法人に対して、必要な機械や設備の導入を支援しまして、経営の拡大を図るものでございます。「秋田県農林漁業振興臨時対策基金」いわゆる100億円基金でございまして、この県の基金を活用いたしまして法人の経営拡大に向けて誘導していくことを目的とした事業でございまして、平成23年度から2

5年度までの3年間行うものでございますが、この度、県の補助事業が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。内容につきましては、新設法人支援型といたしましては、新たに法人を設立し、複合作物の推進とそれに伴う水稲の効率的な作業を展開するために必要な機械、設備の導入を支援するもので、補助率は3分の1となっております。今回、中仙地域の農事組合法人「清水東部」こちらは平成24年の3月2日に法人を設立してございます。組合員9戸、36.6haでございますが、こちらが導入します水稲コンバイン、籾摺り機、トラクター、畦塗り機等が対象となったものでございます。事業費は1,734万6千円で、補助金額は550万6千円となるものでございます。また、西仙北地域の木売沢営農組合、こちらは予定では今年の7月に法人化をするということで現在は集落営農組合でございますが、組合員15戸、27.1haの規模でございますが、こちらが導入いたします水稲コンバインが対象になってございます。事業費は、977万6千円、補助金額は310万3千円でございます。また、2つ目といたしまして、新規販売戦略型でございますが、多様な流通ルートに対応いたしまして、周年的経営により販売力を強化するために必要な機械、施設等の導入を支援するもので、同じく補助率は3分の1となっております。今回、太田地域の農事組合法人「新興エコファーム」組合員が9戸で、44.9haの規模でございますが、こちらが整備いたします加工施設を兼ねました直売所、それから直売加工設備、水分計、金属探知機、レジスターなどが対象となったものでございます。事業費は、2,358万5千円、補助金額は、748万7千円となります。以上、これらを合わせまして、保ジョン額が1,609万6千円の補正をお願いするものであります。なお、全額県支出金が充当されるものであります。

つぎに、6款1項6目、土地改良事業費は合わせて7,040万6千円の補正をお願いするものでございます。はじめに、10事業土地改良調査計画事業費につきましては、175万7千円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、仙北地域の史跡名勝天然記念物「払田柵跡」指定区域にございます水路の測量を実施することによりまして、高梨地区農地・水環境保全組織の水路改修事業の進捗を進めるものでございます。この地区は、文化庁の指定区域にございますことから、大規模なほ場整備事業からも除外されまして、10a規模のほ場と素ぼりの水路等での営農を余儀なくされている地域でございます。今回、24年度から始まります農地・水保全管理支払交付金事業で、向上活動事業といたしまして、地元負担3分の1によりまして、農道や水路の、

いわゆる線的整備等が可能になりましたので、この事業を使いまして、地元の高梨地区農地・水環境保全組織では、24年度から、27年度までの、4カ年で素堀りの水路改修、20路線、延長では3,690mということでございますが、こちらを行う計画を立てたところでございます。しかしながら、このような指定区域内において水路改修等を行う場合には、文化庁への許可申請が必要となってございまして、文化財保護課ともいろいろ協議いたしましたが、許可申請に必要な測量図の作成というものがございまして、多大な費用がかかるということ、また、測量は農地・水保全管理支払交付金事業の対象にはならないことから、今回、この測量費用の補正をお願いするものでございます。なお、文化庁からの許可日程等が非常に時間がかかるということございまして、事業開始については秋以降を予定してございますが、時間がかかるということからこの時期の補正をお願いするものでございます。

つづきまして、11事業換地処分等業務費でございますが、113万5千円の補正をお願いするものでございます。内容でございますが、農地集積加速化基盤整備事業実施地区のひとつでございます神岡西部地区、事業年度は平成19年から、当初の予定から2年延びまして平成26年までの予定でございますが、こちらの換地処分等に係る業務委託につきまして、24年度は、工事後の土地評価と相続等の代位登記3件だけを事業実施を見込んでございましたが、新たに、分筆測量、それから分筆登記41件が発生いたしまして、県の方から増額された委託料が内示されましたことから補正をお願いするものでございます。なお、こちらは全額県の支出金が充当されるものでございます。

つぎに、57事業農業体質強化基盤整備事業費につきまして、6,700万円の補正をお願いするものでございます。主な事業の説明書の19ページも合わせてご覧いただきたいと思っております。内容につきましては、この「農業体質強化基盤整備事業」は、国の平成23年度第4次補正予算で事業化されたものでございまして、定率助成、国55%、県20%、市10%、地元15%という割合によりまして、農業用排水施設の新設・変更等、暗渠の新設・変更などを行うものと、市の負担はございませんが定額助成によりまして畦畔除去の均平作業等を行って区画の拡大を行うものの2種類がございまして、管轄する土地改良区が国から直接補助を得て事業するのがこの事業でございますが、今回の協和地域水沢地区、ならびに西台地区におきましては、土地改良区が存在しないということで、そういう地区につきましては、市等が事業主体となりまして、事業を実施するというところでございます。水沢地区につきましては、農業用排水路改修を実施するも

ので、24年度が1.3km、25年度が0.3kmの整備を計画いたしまして、24年度の経費は、地形測量・設計等の委託料が289万円、工事費が1,881万円の合わせまして2,170万円となるものでございます。西台地区につきましては、24年度は揚水機設備改修、25年度は送水管施設整備を計画いたしまして、24年度の経費は、実施設計の委託料が345万4千円、工事費が4,184万6千円の合わせまして4,530万円となるものでございます。2地区合わせまして6,700万円の補正をお願いするものでございます。なお、財源といたしまして、国県支出金が5,025万円、地元の15%分に相当いたします事業分担金が1,005万円となるもので、それぞれ充当されるものでございます。

つぎに、58事業土地改良事業費等補助金につきまして、51万4千円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、西仙北地域の土川字長持地内にございます長持ため池、こちらは受益戸数7戸、受益面積も7haでございますが、老朽化に伴いまして、取水部分が破損して、水が溜まらないということで、かんがい不能な状況にございます。整備に要する経費171万5千円ほどかかりますが、こちらの30%を土地改良関係補助金交付要綱により助成するものでございます。51万4千円の補正をお願いするものでございます。なお、現在、応急措置だけはしておるといってございます。

つぎに、6款1項7目農業施設費は合わせまして338万円の補正をお願いするものでございます。農林振興課所管は22事業からの3施設になります。はじめに、22事業農林漁業者創作研修センター管理費につきましては、74万5千円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、この施設は、南外地域の小出地区に昭和53年3月に建築されました施設であります。陶芸教室に用いる釜へガスの配管をしておりますが、このガス配管が経年劣化で腐食し危険なことから修繕するものでございます。また、今冬の雪害によりまして屋根の雪止めが破損いたしまして、この雪止めを交換修繕と補強するものの2つでございます。合わせまして74万5千円の補正をお願いするものでございます。

つぎに、28事業交流プラザ管理費でございますが、こちらにつきましては81万3千円の補正をお願いするものでございます。内容でございますが、この施設は、太田地域横沢地区にございます平成10年12月に建築いたしました施設でございますが、建物外周の軒天井、石膏ボードで出来ておりますけれども、この石膏ボードの剥離があり



まして、一部穴が開いて落下しているというような状態で非常に危険であるということから、施設利用者の安全を確保するために、軒天井すべてのボードを交換するものでございます。その経費81万3千円の補正をお願いするものでございます。

つぎに、34事業野外広場等利用施設管理費につきまして、59万6千円の補正をお願いするものでございます。内容としましては、この施設は、協和地域船岡地区にございます昭和55年12月に建築いたしました施設であります。地元、協和地域中野集落に、今年24年4月に無償譲渡の予定で、23年度にトイレや流し、外壁などの修繕を行ったところでございます。しかし、建物の経年劣化による修繕箇所が新たに見つかりまして、集落会の方からは、そちらを修理しなければ譲り受けられないとの回答がありましたことから、和室の天井、ホールや台所の床の張り替えというようなものを行うもので、59万6千円の補正をお願いするものでございます。

つぎに、ページが飛びまして補正予算書の22ページ、11款災害復旧費をご覧くださいと思います。また、主な事業説明書は、28ページ、29ページの方も合わせてご覧くださいと思います。

11款2項1目60事業農地等災害復旧事業費補助金につきまして、429万1千円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、この4月3日から4日にかけて暴風被害ならびに融雪による農地・農業用施設の被災箇所につきまして、市の農地等災害復旧事業費補助金交付要綱に基づきまして、補助金を交付いたしまして、復旧にあたる農家の負担軽減を図るものでございます。補助金は、1件あたりの事業費の2分の1を交付するものでございます。事業費の額が5万円以下は対象外ということで、また、事業費が40万円を超える場合については、20万円が上限となるものでございます。各地域毎の集計につきましては、主な事業説明書の28ページの事業の概要に掲載してございますが、融雪災害では、大曲地域で5件、補助金額で95万8千円、西仙北地域で5件、補助金額で56万8千円、協和地域で1件、補助金額で19万9千円、南外地域で2件、補助金額で38万4千円のあわせまして13件の210万9千円でございます。また、暴風災害では、大曲地域で11件、補助金額で71万4千円、神岡地域で1件、補助金額で20万円、西仙北地域で5件、補助金額で37万2千円、協和地域で2件、補助金額で38万4千円、南外地域で4件、補助金額で51万2千円のあわせまして23件で218万2千円となるものでございまして、両方融雪暴風あわせまして36件、補助金額で429万1千円となるものでございます。また、各地域・地

区毎の詳細につきましては、29ページの方に掲載してございますのでご覧いただきたいというふうに思います。

以上、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（茂木 隆） ありがとうございます。

つぎに、五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 同じく、議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、商工観光課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

はじめに、6月補正予算の18ページをご覧いただきたいと思っております。6款1項7目15事業「地域農業総合管理施設費」につきましては、122万6千円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、中仙地域の道の駅中仙こめこめプラザの屋根が雪害により修繕が必要になったことと、売店内の野菜直売所上部に設置しているエアコンが故障しており、鮮度を保ち安心できる野菜等を供給するため修繕が必要になったものであります。屋根の修繕が36万5千円、エアコンの基盤修繕で86万1千円です。補正額の財源内訳につきまして、その他に36万5千円とありますが、屋根の雪害は全額災害共済保険適用となっております。

つぎに、予算書19ページの7款商工費からは、資料No.2-1「主な事業説明書」に基づいてご説明申し上げます。「主な事業説明書」の20ページをご覧いただきたいと存じます。7款1項4目11事業「観光推進事業費」62万2千円の補正お願いするものであります。事業の概要につきましては、市の民謡協会から「秋田おぼこ節」を大曲駅の発車ベルをメロディに出来ないかとの提案により、JRとの協議を経て、唄なしの生演奏を音源によるメロディを発車ベルにするものであります。委託内容については、民謡協会への謝金、JRへの音源修繕委託、セレモニー時の記念品等となっております。なお、竣工時期については、帰省客の利用と大曲の花火を踏まえ、お盆前までの工期を予定しており、発車メロディーで「秋田おぼこ節」の伝統の継承と普及を図ることができると、観光客の誘客につながるものと思っております。

つぎに、21ページをご覧いただきたいと存じます。24事業「西仙北ぬく森温泉管理費」ですが、693万4千円の補正をお願いするものであります。内容につき

ましては、事業の概要にありますとおり、ユメリアの飲料水は、平成12年から独自の井戸から水をくみ上げ、受水槽、ろ過装置を経由し使用しているものであります。このろ過装置に破損があり、現在応急措置でしのいでいるところであり、ろ過装置が機能しなくなった場合、機器が発注生産となることから、約1カ月間営業に支障をきたすことが予想され、今回、同型の鉄製は腐食が著しく、ステンレス製へのろ過装置に切り替えるための改修工事となっております。

つぎに、22ページをご覧いただきたいと存じます。60事業「観光費補助金」ですが、100万円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、事業概要にありますとおり、協和七夕花火実行委員会が、女性花火師大会を計画し、地域社会振興財団の「長寿社会づくり事業費交付金」に申請し、4月の採択を受け、トンネル補助となるものです。大会は全国の花火会社の中で、10社を対象に女性が花火を制作したものを、代打ちで競うものであります。財源については、全額コミュニティ事業助成金となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（茂木 隆） はい、ありがとうございます。

つぎに、小野地企業対策課長。説明お願いいたします。

○企業対策課長（小野地洋） 議案第130号、平成24度大仙市一般会計補正予算（第2号）の内、企業対策課が所管する歳出予算について、ご説明申し上げます。

資料No.2、6月補正予算書の17ページ、また、主な事業の説明書15ページをお願いいたします。5款労働費1項4目18事業緊急雇用創出臨時対策基金事業費につきまして、補正額109万6千円、補正後の金額3,874万5千円であります。事業の概要であります。秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金を活用し、市が求職者を臨時職員として直接雇用し、再就職までの生活支援を行うものであります。内容であります。主な事業説明書の3.事業の概要中段でありますけれども、この表の上のほうになります。ひとつ目が、林道・作業道等維持管理事業（追加分）であり、所管は農林振興課、事業費314万2千円、雇用期間は7月から8月の2ヶ月間、雇用人数は9人です。本事業は、23年度に続けて実施するもので、幹線林道及び作業道の草刈り、側溝の泥上げなどの維持管理作業を行い、通行の安全や森林施業の保全を図るものであります。事業箇所ではありますが、林道が大曲地域1路線、神岡地域1路線、西仙

北地域 8 路線、中仙地域 3 路線、協和地域 10 路線、南外地域 6 路線、太田地域 6 路線となっており、全体で 35 路線の予定です。また、作業道は神岡地域 1 路線で、総延長約 9.6 km を予定しております。

つぎに、資料の下の方になります、大腸がん検診の有効評価研究事業（減額分）であります。所管は健康増進センター、事業費 204 万 6 千円の減。雇用期間 1 年間、雇用人数は 3 人から 2 人にするものであります。今年度、市内全域に拡大して行う、大腸がん検診有効評価研究事業におきまして、当初雇用を予定しておりました保健師有資格者 1 名が、市の人事異動により職員が配属されましたことから、一般の 2 名の雇用で事業が対応できることとなり、事業費が当初の 507 万 5 千円から 302 万 9 千円となり、204 万 6 千円減額しようとするものであります。なお、林道整備事業につきましては、当初予算への計上を予定しておりましたが、県全体におけます事業費の調整によりまして、6 月補正となったもので、県とは事前協議済みであります。今回の補正によりまして 1 事業が追加になり、全体では、23 事業 75 人の雇用を計画するものであります。特定財源といたしまして、15 款 2 項 4 目、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金 109 万 6 千円同額が充当されます。

つぎに、補正予算書の 17 ページの下段をご覧ください。主な事業の説明書はございません。5 款 労働費 1 項 4 目 62 事業大仙市雇用助成金につきまして、財源振替であります。財源につきまして、当該制度を過疎地域自立促進計画の特別事業として活用することとしたため、事業費の一部を過疎債に財源振替するものです。過疎事業では、雇用創出助成金及び雇用奨励助成金の一部を対象としており、合計で 4,300 万円となっております。

以上、企業対策課が所管する補正予算につきましてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（茂木 隆） ありがとうございます。

これで説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いします。はい、金谷委員。

○13 番（金谷道男） 緊急雇用創出臨時対策基金事業、これでやる事業はどのような事業やるかっていうことについては、それぞれ担当する課から雇用の担当する課で集計して、そこである程度割振りするっていうが予算の範囲内で配置するっていう話でやることですね。その事業の取りまとめはあと終わったことだと、あと何年あるんだっけ。

- 委員長（茂木 隆） はい、小野地企業対策課長。
- 企業対策課長（小野地洋） 今年度が最終年度の予定であります。すでに当初予算の段階で各課、臨時雇用の計画が昨年冬あたりから県の方で全県単位ですので取りまとめまして今回補正をお願いするのは特別追加分ということでお願いするものです。今年度で一応の終了ということになります。
- 13番（金谷道男） これはもう今年度で終了っていう話な。
- 委員長（茂木 隆） ほかにございませんか。はい、後藤委員。
- 3番（後藤 健） 今の緊急雇用創出のところ、最終年度ということでしたけれども、前々から前も話したこともあるし、ほかからも出てると思うんですけど根本的な雇用の解決にならないと思うんですよね。やっぱりあくまでも臨時的なものであって、求職の人がこの仕事をしている間、求職活動ができないということになってしまうと思うんですよね。雇用の期間がすっぽり就職活動ができない状態になってしまうと思って、この期間が終わればすぐそこでおしまいというかたちになると思うんですけども、それはもっと別の方法で根本的な解決を目指さないといけないと思うんですけど、求職者というのは例えばハローワークに通っているだとか具体的なあれはあるもんですか。
- 委員長（茂木 隆） はい、どうぞ小野地課長。
- 企業対策課長（小野地洋） この臨時雇用期間、週に金曜日の午後ということになっておりますけれども、週に1回半日ハローワークでの求職活動が条件となっております。従いまして半年あるいは1年の臨時雇用期間のあいだにこの制度の全体の仕組みとして次の自分の就職したい分野の求職活動をしながら雇用しているという仕組みでございます。
- 委員長（茂木 隆） はい、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。はい、武田委員。
- 27番（武田 隆） これってあくまでも対処用法で根本解決にはなってない。111人の雇用があったと言っていたけども、111人の終わってからの就職状況、要するに勤め先が見つかったのかどうか、そこら辺について調査してますか。
- 委員長（茂木 隆） はい、小野地課長。
- 企業対策課長（小野地洋） 臨時雇用は市の直接雇用と民間の事業所に委託をしまして雇用していただいているという2つの事業メニューがありますが、民間の事業所に委託している際にはできればその事業所で正採用にしていっていただきたいというようなことも含

めて委託をしております、そちらの方の人数はもちろん確認できております。ただ市の臨時雇用の方々は終了してからの追跡調査というのは特にしておりません。雇用期間中に正採用になって途中で抜けていったという人は良い方の事例としては把握できておりますけれども、それらも何人かおります。

○委員長（茂木 隆） はい、武田委員。

○27番（武田 隆） これはあくまでも一時雇用で、やっぱり追跡調査もして、その人の方の最終的な勤め先が見つかるまで面倒見てやるっていうのが本質の事業でないかと思うので、せっかくやるんだったらそこまでやるべきではないかと思うんですけれども。

○委員長（茂木 隆） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 就業する方、個人の方とハローワークを通じてすべからく情報収集しておりますのでできるものかどうかも含めて相談したいと思います。

○委員長（茂木 隆） よろしいですか。はい、小山委員。

○8番（小山緑郎） 農地災害復旧事業費補助金、4月3日、4日の暴風強風も入ってますけれどももの見事に西部さばり対象で、太田とか中仙とか仙北とかねがったんですか。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 誠に指摘のとおりでございまして、やっぱり今回は西側に被害が集中しておったというようなことだと思います。各支所全力を挙げて調査に回っていただきました結果でございまして、東側が比較的被害が少なかったというふうに私どもも認識しております。農業施設ですのでいわゆる畦畔とかそれから水路とかそういう部分でございまして特に東部地域については圃場整備とかが非常に進んでおります。西側は正直ほ場整備率も決して進んでいるわけではないということで、そこらへんも被害が多い要因のひとつでないかなと、風以外にもですね、そういうことも原因のひとつとして考えられるのかなと思っております。

○8番（小山緑郎） これハウスなんては別なんだ。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） ハウスについては4月の臨時議会で8,000万の補正予算をお願いしております、そちらにつきましても各地域まんべんなくと言えればおかしいんですけれども、かなりのあちこち被害が農作業が始まってございましたので、そちらにつきましては4月の臨時会で補正をいただいておりますので実質事務的に

は県の補正予算が6月議会、この後始まりまして追加の補正が県の方ございますので事務的には7月になってから農家の方に具体的な事務手続きに入っていくということになるかと思えます。

○委員長（茂木 隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 青年就農給付金について新しくできた制度ですけれども、かなり良い条件で新しく就農されると年間150万もらうにいいとすごくいい条件で就農を促進すると制度としては良いと思うけれども、この状況を見れば地域的に20人いるうち太田から11人も希望しているけれども全然その人たちがいない地域がいるんですよ。大仙全体をみればそういう状態ではないのではないかなという感じがして、いろいろ給付要件やなんか細かくあるようだけれども、そういうのに引っ掛かって駄目なのか、それとも地域でこういう制度についての説明やなんか十分行われなくてこういう結果になったのか、そこらへんどういふもんなんですか。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 地域的に偏りがあるということでご指摘のとおりだと思いますけれども、実際に担い手の若手の方も農業元気賞等で各地域から毎年表彰されまして11名これまで表彰しておりますけれども、確かに該当しない地域でも後継者はおります。ただ今お話のようにいわゆる親ときっちり別れなくちゃいけないという独立独歩というかたちでの経営が求められるということから要件にどうしてもはまらないと、実は申請された方、したいというご相談はこのほかにもございましたけれども、この7つの要件にはまらないということで残念ながら先にあがっていかないという方が何人かおられまして、私どもとしては一生懸命説明は各地域支所に担当も出向いて説明をしております。特に親御さんからの問い合わせ等もありましたので、資料を提供いたしましたりしてですね普及に努めたつもりでございます。太田地域に多いというのはやはり太田地域には合併前からございました新規就農者の研修施設というそういう元々の太田地域での環境が整っているということで太田地域での研修を2年間終えた後に就農している方が結構おおございますし、そういう環境的と言いますか条件的な有利さも太田地域については特にあったのかなというふうに認識してございます。今後ともいずれ議員ご心配の点については解消できるように私どももPRしたり、あるいは国の方で要綱ができたばかりでございますけれども、なるべく確保する意味で柔軟に対応できないかとか、その点の要望は国に県を通じてあげていきたいというふうに考えています。

○委員長（茂木 隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 確かに農業フォーラムとかやったときに太田のこれまでやってきたの、さすがすごいもんだなって我々も聞いたけど、それにしても営農形態やなんかこう市内の状況を見ている、地区ごとにゼロなんていうような状態ではねんでねがと、やっぱりある程度家族構成にしる営農形態やなんかにしても大仙における大体の発達からしてそう変わらない状態で営農が行われている感じがするけども、だからこれら給付要件がいろいろ細かいのはみんなペケではじかれる人はなんとか、やりかたをちょっと変えればクリアできるような問題なんかもあるような感じもすると思うので、そこらへんせっかくの制度がちょっとした要件クリアできなくて、少ない額でもないの、それが5年間保証される制度なわけだからもう少し意欲のある人が救われるような方向で手立てしていてもらわなければせっかくの制度が活かされないということになると思います。そこはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 今議員ご指摘のことについて、十分参考にさせていただきますまして私どももこの事業の推進にあたっては、そういう点を注意しながら進めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（茂木 隆） ほかに質疑はありませんか。はい、武田委員。

○27番（武田 隆） この150万、5年で750万というやつ、知事との懇談会の時に新規就農者だけでなく、やっぱり若い人方に要するに経営援助だべと、農業に対する、そういうかたちで広めて国の政策で出てきた150万がこれなんだども、なんとなく違和感を感じているわけなんです、ということは新しく就農したいという人方、それからあと親離れして自分で独立してやると、みんな結局個々の人方なんですな。今、国なり県なり市では集落営農とか法人とかっていう大規模化を狙って物事を進めようとしている。そこら辺の正誤性をどこに求めていくのか見えないので、国も県も市も、そこら辺をやっぱりなんでもやれば、じえんこばらまけばいいっていうような感覚のスタイルでしか考えられないものだから、本当に有効に活用できるのか、5年経ったあとやめでらっけとか、そういうかたちになるのが大でないかなという感じするもんだから、今藤井議員が言ったようにもっと有効活用できるような政策を打ち出した方がいいんでねがなというのがひとつ。それから、たとえば農業形態をどういう形態でやらせたいというような市としての考え方あるもんですか。例えば稲作をやらせたいとか、園芸をや



らせたいとか、花やらせたいとかという、そういう営農形態どうのこうのという腹積もりというのは持っているもんですか。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 最初の青年就農給付金を含めたバラマキでないかというようなことから、もっと有効活用して予算を使うべきだというお話についてはですね、当然国の施策としてこういう型であがってまいりましたので、市としては一生懸命頑張っている方でもらえる方とはとにかく助成をいただくべきではないかなということ啓発PRしているというようなことをございますので、その点に関してはとりあえず国の事業を活用するべきだなと考えております。それからあとバラマキではないかとか、法人、集落営農と個人の農家部分というのは、非常に農業というのはいわゆるそれぞれが会社といいますか企業というかたちかと思うのですが行政がこれをやりなさい、あれをやりなさいというところまで、いわゆる見本と言いますかこういう形態があるよというようないろんな方のお手本を示すというようなことはできるかと思いますが、それぞれ経営を担うのが担い手、法人集落営農も含めまして、そういう方々が現在の状況、将来の農業の状況なんかを見越してどれが我々自分たちの法人であれ個人であれ自分たちの経営にプラスになるのか、そしてそれをやれば農業発展する、いわゆるしいては大仙市の農業の発展につながっていくと思えますけれども、その方々の考え方が大きく左右する部分もあるのかなというふうに思えます。そこら辺を踏まえながら2年前に作りました農業振興計画もございますけれども、そちらと正誤性をとりながらですね、2本立てと言いますか、こういう個人の方々、特に最近認定農家の方々からは逆に法人集落営農ばかり支援されて、我々個人の認定農家の支援が薄くなって来たのではないかということも実は言われてございますので、そういう点からもですね矛盾するというようなお話があったかと思いますが、決してそういう方々も育成しつつ、そして集落営農法人も育成していくというのが矛盾しないと申しますか大仙市の農業振興にとってどちらもやっつけていかなきゃならないというかたちの農業政策をですねやっつけていかなくちゃいけないと思えますので、これはこれとしてひとつの施策として活用していくべきかなというふうに私は考えております。

あと農業形態、今のでも触れてしまったような気がしますが、農業形態がどうあるべきかということ、今国では集落営農法人化とかに40万あげますとか、それから離農手当みたいなかたちで30万、50万、70万というようなことで土地を集積するとお金

がでるといふことで、非常に法人、大規模化についての支援が増えてきたといふことで、実は集落営農の人たちにとって、なんかこのまま集落営農を続けていくのはどうなんだろうといふふうに不安視されている方もおましてですね、決して集落営農の方にとって今の法人化支援の政策というのが100%受け入れられていないといふところもあるのかなといふふうに思っています。一番いいのは集落営農を法人化していくといふことが望ましいわけなんですけど平成18年、19年に60以上の集落営農がドーンと一気にできたといふことで、あの時は4ha以上、20ha以上ないと経営安定対策、お金が国からもらえないといふことで、にわかになんか作った組織もあるかと思うんですけども、そういうところがなかなか国の政策のこういう変わり方に対応できていないといふ部分もあるかなと思ひまして、そこらへんについてはもっと我々が農家にもお話ししたり指導すべき部分もあるかと思ひますし、逆に県を通じて国にですね大仙市の状況、もっとこういう実態なんだからこうしてくれといふことを訴えていく必要もあるのかなといふふうに思ひまして、この点に関しては議員各位の方々からもいろんなご指導ご意見をいただきながらもっとじっくり考えていかなければならない問題だなといふことで私としてはなかなか正直なところこうだといふものを申し上げられないところなんです。本音はですね。よろしくお願ひします。

○委員長（茂木 隆） 武田委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

○27番（武田 隆） そうだとすれば、今まで法人・集落営農といふかたちで大仙市もいろいろ支援してきたことだし、当然個人の農業者もいっぱいいることだし、だとすれば大仙市としてある程度、大規模化は大規模化で個人営農は個人営農といふパターンで、大仙市のこれからの農業の方向づけといふやつをきちっと、大仙市はこの方向でいきますよと、例えば2つ、個人営農は個人営農、それから集落は集落でこっちはこっちで進めますといふかたちの、そういうやつをきちんと農業振興の基本の中に盛り込んでおいて走らねば大仙市の農業ってせばどっちに向かっているのよといふかたちに感じるんで、だからやっぱり確かに国、県のいろんな対処療法あって、根本解決にはならないと思ひけど、けどもこういうやつが出てきたからはい乗りますといふパターンで今進んでるんだけど、県も市もある程度そういうやつを大仙市はこの方向でいきたいといふやつを、例えば、かたや個人営農、かたや大規模化といふようなことを、基本的なある程度の大仙市の農業振興の基本計画の中にうたっておかねば、これいままで出てきていないことだから、大仙市のこれからの農業施策の方向づけといふかたちでなにがか

にが変えるっていうが、こういう方向で向かっていくっていうやつをうたっておがねば、ただこれポンと出してもおかしいなっていう人が出て来るんでねがな。そういう感じするもんだがら、なにやるにしてもひとつの筋を通すのが考え方としてきちんとしておがねば、なんだこれというかたちに農業やっている人方には思われる感じがするので、将来やめようと考えていた人も、いやせば俺の息子さやらせよがなというパターンに気持ちが変わってくる人だって出て来ると思うので、ある程度ここで大仙市の農業というのはこういう方向に向かって行って、農業を守っていくんだよというやつがなければついていけないんでねがなという今の農家の人がそういう感じがしますので、市だけの問題でなくて県も国もなんとなく今の国のやり方というのが方向性がなくて、ただ単に、ばやらったとした感覚なものだから、いずれ大仙市としてはある程度の基本計画というのはやっぱりもっておがねばできないのではないですかということです。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） おっしゃること、ごもっともなところあると思います。そういうことで2年前に変化に耐え得る農業ということで、いろんな政策変化、それから様々な変化に耐え得る農業ということで4つの基本的な柱を基礎にいたしました農業振興計画というのを作って、市としては農林振興課なりに農業振興計画というのを作ったつもりでございますけれども、武田議員ご指摘のとおりいわゆる具体的な部分というのは確かに弱い部分があるのかなと思いますけれども、たまたまこの国で考えてきた人・農地プランというの今、言われているもので市としては先日3つの地域について認定をして今後進めることにしておりますけれども、そういう大仙市としての農業振興計画等に基づいた全体的な取り組み、大きな枠での市の考え方の外に、人・農地プランといういわゆるひとつの集落、あるいは数集落まとまった大きいところでの地域で考える5年後、10年後の人、担い手をなんとするのだと、農地を誰に集約していくのかということ、そういうふうなことを考えたプランを作って、その中で今の20人の方を位置付けて下さいよというようなことでいわれておまして、そういうのと我々の作ってきた農業振興計画も重ね合わせながら活用できるところは活用するし、また、ご指摘の点でこれは直さなきゃいかんとか、考え直さなければいけない点については随時市の政策を変えるなり、市だけではできない部分についてはJAさん、県なり、国に要望していきなりして農業振興がなんとすれば図れるかということを考えながら、ご意見を参考に各施策を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（茂木 隆） 武田委員、よろしいですか。まだ質疑ある方がおるようですが、お昼の時間でありますので、ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前12時00分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○委員長（茂木 隆） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第130号について、質疑はございませんか。はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 午前中に引き続き、その青年就農給付金関係についてですけども、この事業は新規就農者、農外就農者も対象になる話だと思うんですよ。午前中の議論の中にもあったけど、多分大仙市の農業って、いろんなパターンの人がいろんな形態の経営をするのでないかと思うんです。そうしないと農業者自身が納得しないということなので流れていかないと思う。それからもう一つは農外からの人が入ってくる道も開くってことはすごくこれからは必要だと思うんですよ。今大仙で農業にかかわっている人だけで、この先も農業やっていけるかと言えばかなり難しいんでねがという気がしています。現にこれだけ若い人もなかなか手を挙げてこないという状況なので、逆に農外からの人方も開いてくる道を考えておくべきでないかと、その時になによってなれば、意欲のある人は当然来ることだども、住む所だとか、農地とか、あるいはサポート体制はどうなのか、ここのあたりをこの制度があるうちに一緒にそういうことも考えて、ねったってやるべきだと思うんだども。そういったことも考えるべきでないかと、この給付金事業の絡みで。それ一点です。

もうひとつ聞きたいのはこの150万というお金は用途としては制限なしで、本人に行くのか。その時にこの事業の成果や効果、そういうのを確認するのは就農していて営農しているかということをもって確認するという話になるのですか。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 2つご質問があったと思いますが、農外の人を道を開くという意味での総合的な支援、住む所、農地なども含めてということにつきましては、当然考えていかなくてはいけないことだと思いますので、これについては市研修施設というのが太田にございまして、これは米以外のそういう農外の方からもできるようなところで研修を主体にしておりますので、そういうのも含めながら当然検討してい

くべきものだと思いますし、考えていきたいと考えております。

それから給付金の効果ということですが、いわゆる担い手の育成というようなことが急務だということで始まったということで、当然給付されている方は毎年報告書を出していただいて確認をしていくわけですので、そして就農をして頑張っているというようなことがひとつの効果というようなことで国に報告されていくものと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） この中の、例えば4番の経営開始計画というものをいせとなっていてはすけれども、これも認定農業者の場合も、いつか俺一般質問でもやっただども、計画通りいってないかという検証がなされて、なしていかねがったかということがやっぱり追求というのが必要なものだと今も思っているんだども。そういったときにこの経営開始計画にどのくらい進んでるのよというようなことで検証していくということになることだべな。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 当然報告が毎年なされるわけでございますので、その計画通りにやられているか、それと一番大事なのは国は年間250万円という規定の所得を超えないということで150万を給付してくれますので、所得が上回っていないということもひとつの調査のキーになると思います。

○委員長（茂木 隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 自分で動き出してももらえることだべ。トレーニング中に出すというはなし。5年間のトレーニング中に出すという話。最長5年間だべった。150万自分で稼げるようになれば出さないって話。

○委員長（茂木 隆） はい、次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 250万未満であれば出ます。超えた時点で打ち切りとなります。

○委員長（茂木 隆） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 給付要望者20名ということだども、20名いればすばらしいことだと実は思います。さっきも話あったども太田でこれに似た制度をやったことがあるんですが、その時1年に2人か3人、せいぜいそんなもんで、だから大仙市全体で20人て言えばすごいことだなと思います。ただ太田で11人、ほんとに太田でやってければいいことだども、いずれただこれは確定しているわけではないよな。これから募集す

るっていう話だべ。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） おおよそ人の特定はできてございます。

○13番（金谷道男） せば希望とか過去にとって。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 説明をして希望した方をこの要件にはまるかということもきちんと本人にお話をして、それで申請をするという意味を固めたかたが20名おるということです。要綱にございますように20年4月以降ということでございますので、20年4月以降に就農された方も何人かおりますので、一度に20名という意味ではなくて20年からの積み重ねの20人であるということでご理解いただきたいと思えます。

○13番（金谷道男） 要は自分で自立しねば駄目だっていうことがまず大前提だごどで、いろんなパターンの農業者が出ることだと思うのでそういう意味ではいい制度だどももっと広めるという、農外の人を入れるような入口を作った方がいいのではないかな。せっかく研修期間があっても終わってからなんとするがっていう見通しが立たないでやれって言ったってなかなかできない話なので、元は太田に研修施設があったども、今は大仙市の施設でたまたま太田にあるという話なので、なんとかそういう方向でやっていけばいいのではないかなという気がいたします。

○委員長（茂木 隆） ほかにございせんか。はい、武田委員。

○27番（武田 隆） 20人の内訳って、どういう、例えば親と分かれているとか、新規で始めたとかっていう、そういう内訳はわかりますか。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

○次長兼農林振興課長（木村喜代美） 現在の就農形態という状況としては、独立してやっておられる方が4名、その他の方ほとんど親元就農なんです、部門を継承するという方が1名、それから親元就農しながら新しい部門を立ち上げる方が1名、残りの14名の方は親元において親の経営を全部引き継ぐという方の、大概是、20名のうち14名は親の経営を引き継ぐという計画の方でございます。

○委員長（茂木 隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 20人はほぼクリアされるだろうという人たちだと、手を挙げたけれども駄目だったという人たちはどのくらいいるもんですか。分かるようだったら地区別に。

○委員長（茂木 隆） はい、木村次長。

- 次長兼農林振興課長（木村喜代美） 確かにさきほど答弁申し上げましたように該当できない方がおりましたが、その方の把握は実はしてございません。とりあえず今の国の方に上げてやる分について取りまとめさせていただきましたけれども、ある方については親元で同じことを二人でやっておりますして所得を分けて申告できないということもありまして、所得の把握の仕方が難しいというのが、なかなか経営協定をなさっている場合もあるようですけれども、この7つの条件になかなか当てはまらないということで辞退をされている方もあるように聞いております。人数は正確には把握できておりません。
- 委員長（茂木 隆） ほかに質疑はございませんか。はい、武田委員。
- 27番（武田 隆） これって来年も継続されるのですか。
- 委員長（茂木 隆） はい、どうぞ。
- 次長兼農林振興課長（木村喜代美） 来年も継続していくと思います。
- 27番（武田 隆） そうすれば24年にスタートして5年間、で25年はまた5年間という、そういう何年間の計画は持っているものですか。
- 次長兼農林振興課長（木村喜代美） というふうに現在伺っておりますが詳しい内容についてはまだ発表されておられませんので分かりませんが、今のところは来年も継続するというのを聞いております。
- 委員長（茂木 隆） ほかに質疑はございませんか。はい、後藤委員。
- 3番（後藤 健） 発車ベルのところ、額もそんなに大きい額でもないですし、非常に細かい話で大変恐縮なんですけれども、これを生演奏にするその理由というのはどういったところにあるんですか。早い話僕はCDでもいいと思うんです。
- 委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） 今のご質問に対しまして生演奏を録音したというところで歌なしの生演奏なので実際はCDになるか、例えばDVDになるかと思うんですけれども、そういった録音の手法のことを言っているだけで。
- 3番（後藤 健） それは分かるんですけれども、今回のためにドンパルで収録するという事なんですよね。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） はい。
- 3番（後藤 健） これ、ないんですか。CDですとか。
- 委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） 特に歌なしのものが無いというところで、実際のその直

接演奏したものをやった方が良いのではないかという提案もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（後藤 健） 提案が当然あつたことだとは思ひんですけれども、非常に考え方として無駄なやうな気がして。今歌のないCDがないという話でしたけれども、どこかにはあると思ひんですよ。そのCDだって元をたどれば当然生で演奏したものだと思ひので。

○委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 確かにご指摘のとおりなんですけれども、やっぱり地域で持っている民謡というところで、ここはせつかくおぼこ節等の大会をやつてるので、その演奏が良いのではないかなというところで、やっぱり生演奏に収録したところで伺つております。

○3番（後藤 健） わかりました。

それともう1点なんですけれども、協和七夕花火のところなんですけれども、当初の方でも運営に関しては補助出てますよね。そうすればこの100万円というのは完全にこの女性花火師大会の部分で出されるということなんですかね。

○委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） はい。ご指摘のとおり55万ほどの運営費の補助金は当初の方で見ております。この100万円についてはまったく女性花火師大会だけの運営になっておりますのでご了承願ひたいと思ひます。

○3番（後藤 健） その使い道の、助成金の事業なんですけれども、使い道とかは当然把握されていることですよ。

○委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 申請書から伺いますと、花火大会の10社ですので10万円ほどの100万円かかつて、あとは自己資金で60万ほどの事業を行つております。

○委員長（茂木 隆） ほかに質疑はございませんか。はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 今の質問に関連して、観光は同じやうなことをやつていてもかなりインパクトないし、私は女性の花火師もすごく良いアイデアだと思ひます。それからもうひとつこのメロディも良いアイデアで、ただもうひとつメロディについて言えば大仙市結構民謡やつてゐるし、民謡の大会もいっぱいやつてゐるので、もしかすればだけど、やめれどがって言つてゐるんでねがらな、時間帯とか季節とかで流す曲も違えちゃう



と出来るもんだが出来ないもんだがわかんないけど、というようなことをやれば、たぶんこういうレベルのことってというのは日本全国かなりの駅でやっている。そういった中でここ民謡だから実はいろんな曲でやっているというのはそなたに聞いたことがないので、観光やる時っていうときはそういうちょっと一ひねりすることが大事だと思うんだ。せっかく良いことなんだから。是非この後それ研究して欲しいと思う。ドンパンだって日本国中ものすごい覚えられている民謡で、飴売りもあるし、といったことを曲によって合う合わないはあるかもしれない。でも結構アレンジしちゃうんだな。そういうこともひとつ観光アピールの素材としては有りだと思うんだな。大仙市は民謡の宝庫だよと、わざわざ出前民謡だどって、あちこちでやっているくらいだから、外にもそういう発想でせっかくの大仙の顔の駅なんだからこの後是非考えて欲しいと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） たしかにご指摘のとおり、私たちはおぼこ節というだけで進めさせていただきました。ただ議員ご指摘のとおり今後研究してJ Rとの委託の問題もあると思いますし、そのあたりをまたJ Rと詰めながら出来る出来ないを判断していきたいと思います。

○13番（金谷道男） だって観光はやっぱり違う目線で物を考えるっていうのがスタートにすごく大事で、J Rの支社長がこの前商工会議だよりに書いていたが、地域のために頑張りますって、そういつている人だから是非そういう方向で考えていただきたいと思います。

○3番（後藤 健） そうすればその今のメロディのところ、音源修繕の話がまた出てくればこの先の方向性として別の民謡とかも検討していくということになった時に音源の話がでてくれば大変なことだと思うんですが、その辺も一緒に検討していただければなと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、五十嵐課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） はい。J Rとそういったものを含めて協議しないと、我々ここで出来る出来ないというのは答弁出来ないと思いますので今後の課題にさせていただきます。

○委員長（茂木 隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は農林商工部所管の審査終了後に行います。

---

○委員長（茂木 隆） 次に、請願第15号「T P P交渉参加に向けた協議の中止を求めることについて」を議題といたします。

本件に関して、質疑および意見はありませんか。はい、武田委員。

○27番（武田 隆） この請願について、これ議員発議でT P P反対の意見書をとっくに出しているわけで、そういうこともあるので、今回またT P P交渉参加に向けた協議の中止を求めるということで請願来たわけですけれども、中身的にどういう、我々が上げてやった意見書とどういう部分が違うのかというところを、もしできれば紹介議員であります佐藤文子議員から来てもらって、お願いしたいと思います。

○委員長（茂木 隆） はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 取扱いについてだわけだけれども、今本会議のこの委員会に付託になったから今こういうことをいうのはちょっとおかしいと思うんだけど、本来ならば議運で議論されて、こういう決議されているということで、この取扱いどうするかというのは議運で結論を出してもらって、今いったようにすでに議会では議決されているのでその取扱いをどうするかというのは議運で決めてもらわねば駄目な問題だと思います。だからそのところをあんまり議論もないままに委員会付託もうすでになっちゃったから、今返すとかいかないからということになるべども、そういう意味では委員長に後からその取扱いについて一回議会で議決されたような問題については議運でどういう取扱いするか今言われたように中身が違ふとすればまた別の取扱いになるかもしれないけれども、それらも含めて議運で結論出してもらおうというような方向にしてほしいというのを委員長からでも議運や議長にでも話してもらわねば、繰り返される問題だと思います。

○委員長（茂木 隆） これは当然議運にかかって我々の委員会に付託になったことです。

○5番（藤井春雄） その1回議決されたものの取扱いどうするかという議論がないままに。

○委員長（茂木 隆） ただ中身が若干違うかもしれないし。

○13番（金谷道男） まず紹介議員からそのところを聞くという手はあると思う。

あれ決議でねっけが。意見書でなくて決議だよな。

○委員長（茂木 隆） 今藤井委員の言ってることもっともであると思いますので、その辺これから私も議会運営委員会にそのことを申し述べていきたいと思いますが、

とりあえず今回我々に付託になっておりますので、先ほど来武田委員からあるいは金谷委員からの発言で請願の、佐藤文子議員が紹介議員でありますけれども、紹介議員から説明をいただきたいというようなご意見でありますのでいかがしたらよろしいでしょうか。紹介議員の説明をいただくということで異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(茂木 隆) それでは異議なしと認め紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。ここで紹介議員に委員長名で出席要求書を提出し、出席いただくまでの間暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休 憩

午後 1時35分 再 開

- 委員長(茂木 隆) それでは休憩前に引き続き審査を再開いたします。

請願第15号について、紹介議員の佐藤議員より説明をお願いいたします。

大仙市議会でTPP反対ということで決議をしたというようなところですので、また再度ということですので、内容について委員の皆さんに分かり易くご説明をしていただきたいというふうに思います。

- 紹介議員(佐藤文子) 今日は請願の説明をさせていただく機会を与えていただきましてありがとうございます。私も詳しく中身を承知しているわけでもありませんが、以前の提出した決議等とあわせてどの部分が違うのか少し申し上げたいと思います。

先に出された大仙市議会のTPP参加反対の決議、そして栗林市長も反対と表明をしているこのTPPは当時このTPPに参加することによって農業はもちろん保険・医療あらゆる産業の経済悪化を招く、そうした内容であるということからこれには絶対参加しないほしいという請願だったように記憶しております。野田首相はTPP交渉参加に向けた協議をしていきたいとAPECで表明したわけですが、この内容は参加を前提としてその事前協議に入るというふうな内容であります。実質参加表明をしたからといっても事前協議でTPPに参加をしている9カ国との全各国からの合意が得られないと参加はできないことなのであります。そのために各国と協議を進めていこうというわけなのであります。その協議にあたっては特にアメリカなどは認めるかどうかということは最終的に関連企業だとかの同意を得てそして議会にもかけてこの日本の参加を認めるかどうかというふうなことを決定する、そうした手続きもあるために野田首相が参加

を表明したと報じられておりますけれども実際のところはまだまだ時間が非常にかかる問題なのであります。そこで事前協議で協議される内容について逐次国民に情報を知らせ国民の皆さんから議論をいただいてというふうなことを野田首相は申しておりますけれども実はこの事前交渉・協議そのものの内容は秘密主義になっておりまして、この内容は4年間は公表されないというふうなのが原則なのだそうであります。そういうふうな意味から公表された折にはアメリカやまたT P Pに参加している国から日本に対する原則関税撤廃というふうなもの、関税を掛けないでいろいろ自由貿易する意味で邪魔になっているいろいろな規制部門、非関税障壁といわれているそうですけれども、こういった部分の次々と撤廃するそうした強い申し入れなどが野田首相に対してやってくるといふふうにも考えられますけれども、いずれこうした内容が公表されないまま決定されようとする段階にはもうすべてそうしたアメリカ等々の条件を飲み込んでしまう危険性もあるというふうなこともありまして、この参加を表明したとはいえ決定するまでにはまだまだ時間がかかるし、その内容の公表も出来ないのであれば、これはもう事実上事前協議も中止しろというふうな今回のT P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願はそうしたところから出てきている内容なのであります。以上です。

○委員長（茂木 隆） 佐藤議員から説明をいただきました。ありがとうございました。

委員の皆様から今の説明に対して質問等ございましたらお願いします。はい、藤井委員。

○5番（藤井春雄） 端的に聞くけど、ここの議会でこういう決議をしてるというのを承知の上で、尚且つまた。

○紹介議員（佐藤文子） そういうことです。この請願が提出したちょうど直前にそのA P E Cでの参加に向けた事前協議に入りたいというようなことを野田首相が言ったわけです。ですから、具体的なそうした参加に向けた事前協議は中止して欲しいという思いから新たに出されたものです。それで私は紹介議員としてなったわけです。

○委員長（茂木 隆） 武田委員。

○27番（武田 隆） これはT P P交渉参加に向けた協議の中止だから、我々が決議したT P P反対というのは、もっと重みがあるんだしよな。協議よりもとにかくT P Pに参加するのはやめれというような、だから、これよりも重みのあるやつを出しているやつさ、まだなしてこれださねねがってというのが疑問なわけですよ。

○紹介議員（佐藤文子） 全国からT P P参加反対の、もちろん請願・陳情が出されたわ

けです。そうした声にも耳を傾けずに野田首相がこのT P P参加に向けての事前協議に入ったというふうなことで、これはすんなりその最初の決議を上げている時点で政府がこういう行為をあとやらないというふうなことで決めているのであれば当然こういうものは重ねて提出するというふうなことはなかったものだというふうに思います。

具体的にそうした動きを始めたものですから、改めて提出したのだというふうに考えています。よろしく願いいたします。

○委員長（茂木 隆） ほかに佐藤議員に質問ございませんか。

なければ、ここで佐藤議員からは退場していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休 憩

午後 1時48分 再 開

○委員長（茂木 隆） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

22年10月25日でしたか、大仙市議会でT P Pの締結反対意見書が全会一致で議決されたということでもありますけれども、委員の皆様からご意見等伺いたいと思います。はい、武田委員。

○27番（武田 隆） 願意妥当で趣旨採択でいいんでないですか。

○13番（金谷道男） 願意はそのとおりだべし、それは全く同じ考えだべ。

○委員長（茂木 隆） ただいま趣旨採択というような意見がありましたけれども、ほかにご意見のある方はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） ご異議なしと認め、本件は趣旨採択すべきものと決しました。

---

○委員長（茂木 隆） 以上で、議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」の討論・採決を除く、農林商工部所管の議案審査は終了いたしました。

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

再開時間は、1時55分といたします。

午後 1時50分 休 憩

.....  
午後 1時55分 再 開

○委員長（茂木 隆） それでは全員揃いましたので、休憩前に引き続き審査を再開いたします。

議案第130号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（茂木 隆） 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。

お手元に配付しました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（茂木 隆） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○委員長（茂木 隆） 次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。

7月10日から12日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長

に対し、委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(茂木 隆) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、詳細につきましては、閉会後に事務局より説明をいただきます。

以上で、当委員会に付託となりました事件の審査はすべて終了いたしました。

---

○委員長(茂木 隆) なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(茂木 隆) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 2時 7分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

企画産業常任委員会委員長 茂 木 隆